

UTokyo Account の管理及び運用に関する細則

令和 6 年 3 月 26 日
最高情報責任者裁定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、UTokyo Account 規則（令和 6 年 3 月 21 日東大規則第 94 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、UTokyo Account の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証 情報システムを利用しようとする者を識別し、その者が識別された者本人であることを検証することをいう。
- (2) 認証基盤 本学の情報システムに対し本学の構成員等の認証及び属性情報の提供を行う情報システムであって、UTokyo Account の運用に用いられるものをいう。
- (3) 属性情報 本学の構成員等に関する情報であって、UTokyo Account に付随して管理・提供されるものをいう。
- (4) 認証利用 本学の情報システムが、当該情報システムと認証基盤を接続し、認証基盤による本学の構成員等の認証及び属性情報の提供を受けることをいう。
- (5) 認証利用システム 認証利用を行う情報システムをいう。

第 2 章 運用責任者等

(運用責任者)

第 3 条 UTokyo Account の管理及び運用に関する責任者として UTokyo Account 運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置き、情報システム本部長をもって充てる。

(運用責任者の責務)

第 4 条 運用責任者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 利用者に対する UTokyo Account の提供の統括
- (2) 認証利用システムに係る認証利用の許可
- (3) 認証利用に必要な利用者の情報収集及び適正な属性管理

(UTokyo Account の停止)

第 5 条 運用責任者は、利用者が規則第 5 条に規定する義務に対する違反行為をした場合には、当該利用者の UTokyo Account を停止する。

第 3 章 部局責任者及び部局管理者等

(部局責任者)

第6条 各部局に、その部局に所属する構成員等の UTokyo Account に係る管理及び運用に関する責任者として UTokyo Account 部局責任者（以下「部局責任者」という。）を置き、当該部局の長をもって充てる。

（部局管理者）

第7条 各部局に、その部局に所属する構成員等に対する UTokyo Account の提供その他の部局において行う UTokyo Account の管理及び運用に関する業務を担当する者として、UTokyo Account 部局管理者（以下「部局管理者」という。）を置く。

- 2 部局管理者は、当該部局の部局責任者が指名する。
- 3 部局責任者は、部局管理者を指名したとき（部局管理者を交代させたときを含む。）は、速やかに運用責任者に報告しなければならない。

第4章 認証利用

（認証利用の開始及び停止等）

第8条 認証利用を希望する情報システムの技術責任者は、当該情報システムの認証利用の責任者（以下「認証利用責任者」という。）となり、別に定める手順に従い、利用目的及び認証利用において提供される情報の利用範囲を明示した上で、部局長（本部事務組織にあつては、情報システム部長）を通して運用責任者へ認証利用の申請を行い、運用責任者の許可を受けなければならない。申請内容を変更しようとするときも、同様とする。ただし、運用責任者があらかじめ指定する情報システムについては、この限りではない。

- 2 認証利用責任者は、認証利用を開始するときは、当該認証利用システム及び当該認証利用に係る利用者の範囲、利用方法を部局長に報告し、利用者へ周知を行う。
- 3 認証利用責任者は、認証利用の必要がなくなったときは、遅滞なく部局長を通して運用責任者へ認証利用の停止を届け出なければならない。
- 4 運用責任者は、認証利用の運用に支障が生じたときは、認証利用の一時停止又は制限を行う。この場合において、当該支障が除去されたときは、速やかに認証利用の復帰を行うものとする。

（認証利用責任者の義務）

第9条 認証利用責任者は、認証利用の安定的な運用に協力しなければならない。

- 2 認証利用責任者は、認証利用により提供される情報の利用範囲が許可を受けた申請の利用目的及び利用範囲を逸脱しないよう必要な措置を講じなければならない。また、認証利用システムの情報セキュリティ対策に努めなければならない。
- 3 認証利用責任者が交代するときは、速やかに運用責任者に報告しなければならない。

（認証利用における属性情報の提供）

第10条 認証利用において認証利用システムが提供を受けることのできる属性情報は、運用責任者が別に定める。

- 2 前項の属性情報を業務委託等で学外事業者に提供する場合には、利用者本人から

収集した属性情報について学外事業者に提供することを利用者に通知しなければならない。

第5章 雑則

(システム運用)

第11条 認証基盤の運用及び認証利用に係る認証基盤と認証利用システムの接続は、情報システム本部において行う。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。